

オープンカウンター仕様書

調達番号	9
名称	鉛くずの売扱
仕様	鉛くず 350kg 別紙仕様書のとおり
引渡場所	北海道北見市中央三輪8丁目15番地3 北海道警察学校北見方面分校
引渡期限	納入告知書による代金納付の日から20日以内
見積書提出先等	郵便番号 090-8511 住所 北海道北見市青葉町6番1号 名称 北海道警察北見方面本部会計課調度係 連絡先 代表電話番号 0157-24-0110 (内線2233) FAX番号 0157-61-3225 メールアドレス 代表電話番号にお問い合わせください
見積書のほかに提出する書類	金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）に規定する金属くず回収業の許可を受けていることを証する書面の写し
見積書提出期限	令和7年12月22日（月）14時00分まで

# 仕 様 書

- 1 契 約 件 名 鉛くずの売扱
- 2 品名及び数量 鉛くず 350 k g
- 3 引 渡 場 所 北海道北見市中央三輪8丁目15番地3  
北海道警察学校北見方面分校
- 4 納 入 方 法 納入告知書による
- 5 引渡期限及び方法 代金納入の日から20日以内を引渡期限とし、警察職員立会いのもとで引渡を行う。ただし閉庁日は引渡をしない。
- 6 遵 守 事 項
- (1) 買受人は、本件契約の履行に当たり本仕様書のほか金属くず回収業に関する条例その他本件業務に関する法令等を遵守しなければならない。
  - (2) 買受人は、売買代金を歳入徵収官北海道警察北見方面会計担当官が発行する納入告知書により納付期限までに納付すること。  
なお、物品の引渡は、売買代金納入を確認できる領収証書の提示後に行う。
  - (3) 買受人は、引渡を希望する日時について、口頭等によりあらかじめ通知しなければならない。
  - (4) 買受人は、発注者の指定する引渡場所で発注者の指定する職員立会いのもと、物品の引渡を受けるものとし、引渡を受けた後に発生する全ての経費と責任を負わなければならない。
  - (5) 買受人は、物品の引渡を受けた後、速やかに物品受領書を物品管理官北海道警察北見方面本部長に提出すること。
  - (6) 買受人は、発注者から引渡を受けた物品はその形状が判別できないよう、引渡を受けた日から2か月以内に、溶解等の加工処理（以下、「加工」という。）を行わなければならない。
  - (7) 加工前の物品は、作業関係者以外の目に触れないよう留意し、第三者の保管場所への容易な入室や盗難されることがないように保管管理を徹底すること。
  - (8) 加工作業に当たり、警察職員が立会を行う場合はこれに応じなければならない。  
ただし、立会を行わない場合は、加工状況が確認できる写真または加工証明書などの疎明資料を提出すること。
  - (9) 買受人自身が加工を行わず、他の加工業者に引き渡す場合は、物品管理官北海道警察北見方面本部長に別紙「引渡先申出書」を提出し、加工に至る経路を明らかにしなければならない。  
引渡を受けた加工業者にあっても、上記(6)から(8)を遵守しなければならない。
  - (10) 買受人は、この仕様書に定めのない事項について必要があるときは、警察職員の指示によること。

## 物 品 受 領 書

品 名	規 格	呼 称	数 量	摘 要
鉛 く ず		kg	350	

令和 年 月 日

物品管理官  
北海道警察北見方面本部長 殿

受領者

住所

氏名

※この欄は、押印を省略する場合に使用してください。

	氏名	連絡先
本件責任者		
担当者		

別紙

令和 年 月 日

物品管理官  
北海道警察北見方面会計担当官 様

住所

買受人

氏名

### 引 渡 先 申 出 書

鉛くずの売扱契約につき、受領した物品の溶解等の加工処理のため、下記引渡先を申出いたします。

記

1 所 在 地

2 名 称

3 電話番号

4 加工処理方法

※この欄は、押印を省略する場合に使用してください。

	氏名	連絡先
本件責任者		
担当者		